

五戸町

地球温暖化対策実行計画

(区域施策編)概要版



©東京ハイジ／五戸町

本計画は、(一社)地域循環共生社会連携協会から交付された 環境省 補助事業 である令和5年度(補正予算)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)により作成されました。

令和7年3月 五戸町

計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策編)」、気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」として策定するものであり、上位計画である「**第2次五戸町総合振興計画(後期基本計画)**」を地球温暖化対策の側面から補完します。

また、国の「地球温暖化対策計画」(令和3(2021)年10月閣議決定)、「青森県地球温暖化対策推進計画」と整合を図るとともに、庁内関連計画である「五戸町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」、「五戸町立地適正化計画」、「五戸町公共施設等総合管理計画」等と整合を図り推進します。

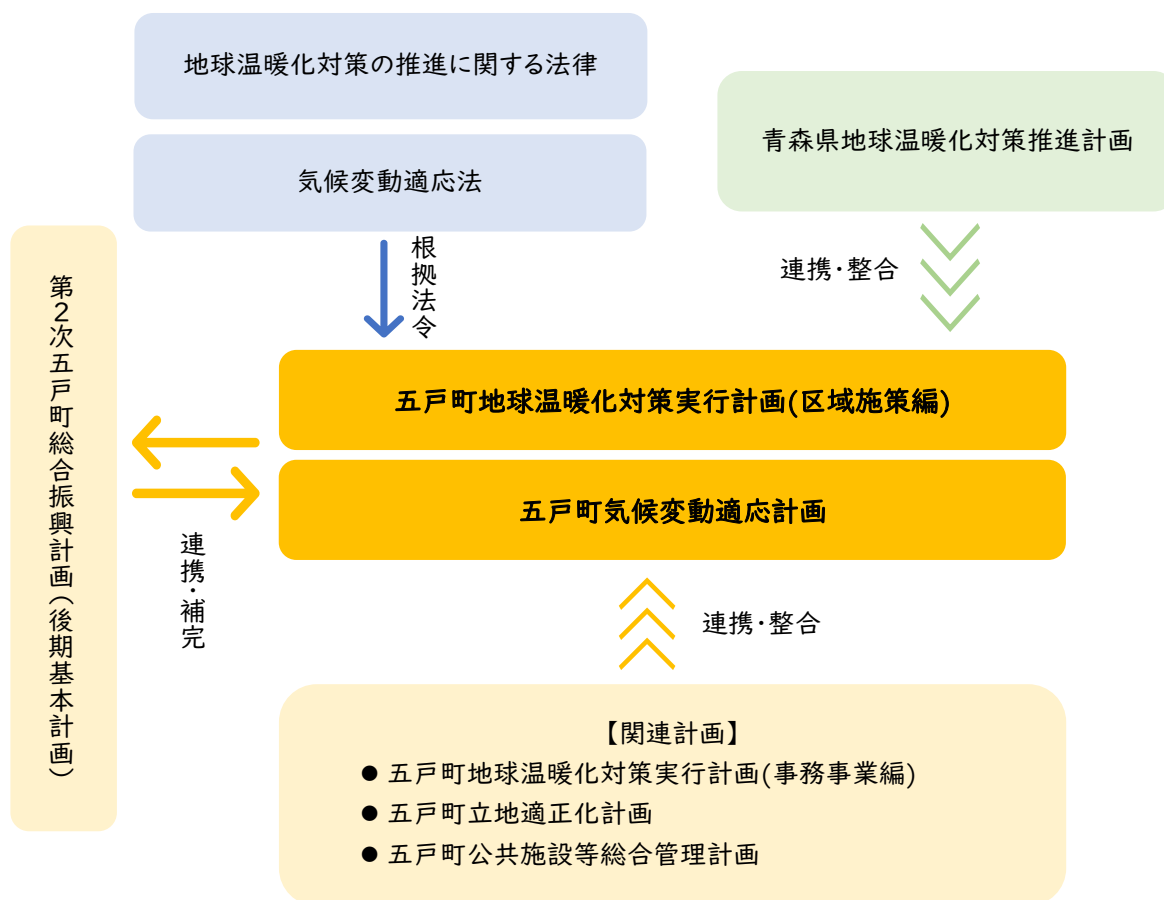


図1 計画の位置づけ

2 計画期間

本計画の期間は令和 7(2025)年度から令和 12(2030)年度までの 6 年間とします。

基準年度は国の「地球温暖化対策計画」、「青森県地球温暖化対策推進計画」を踏まえ、平成 25(2013)年度、目標年度は中期目標を令和 12(2030)年度、長期目標を令和 32(2050)年度とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化や計画の推進状況に応じて数年ごとに見直しを図ります。



図2 計画期間

3 二酸化炭素排出量の現状と将来推計

本町の温室効果ガス排出量について、何も対策を実施しない場合と、国や県が削減対策を行った場合(脱炭素シナリオ)の目標年度(令和 12(2030)年度、令和 32(2050)年度)における削減見込み量を算出しました。

省エネ活動や再生可能エネルギーの導入等を国の施策と連動して推進することで、令和 12(2030)年度においては 50%、令和 32(2050)年度においては 100%の削減が見込まれます。

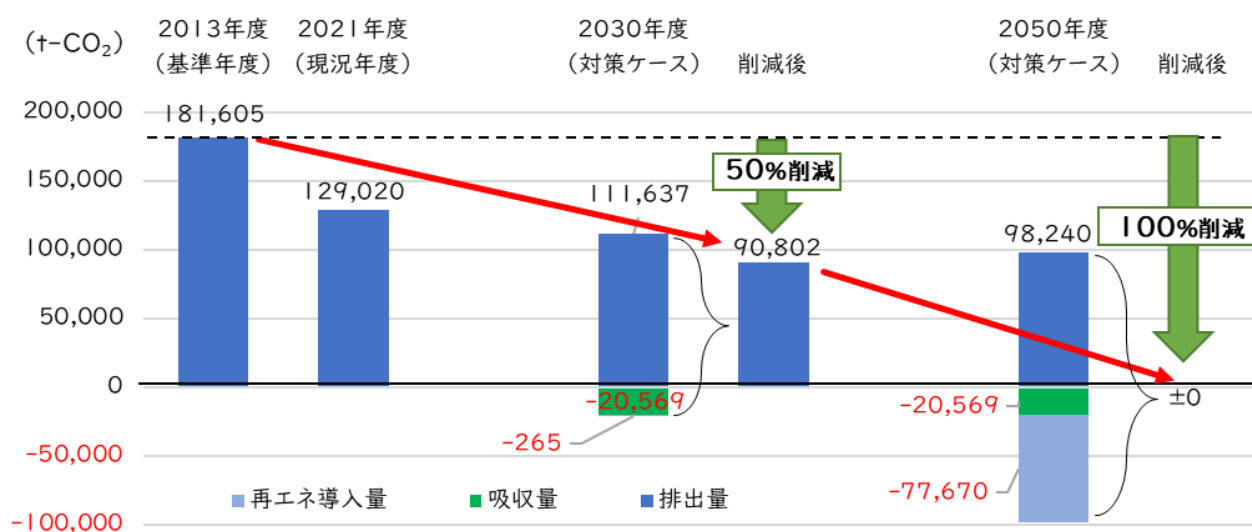


図3 脱炭素シナリオにおける二酸化炭素排出量の推計結果

4 計画の目標

国の「地球温暖化対策計画」や県の「青森県地球温暖化対策推進計画」で示されている削減目標を基に、本町における二酸化炭素排出量削減目標を以下のとおりとします。

また、町内におけるエネルギー需要を再生可能エネルギーで賄うことでエネルギーの地産地消による地域経済の活性化を目指すため、表1のとおり再生可能エネルギー導入目標を設定しました。

温室効果ガス削減目標（中期目標）

令和12(2030)年度の町内における二酸化炭素排出量について、平成25(2013)年度比で **50%削減**します。

温室効果ガス削減目標（長期目標）

令和32(2050)年度までのできるだけ早期に **二酸化炭素排出量実質ゼロ**の実現を目指します。

表1 再生可能エネルギー導入目標の内訳（電気）

エネルギー種別	令和12(2030)年度 導入目標 (MWh/年)	令和32(2050)年度 導入目標 (MWh/年)
太陽光（建物系）	1,047	11,353
太陽光（土地系）	-	270,020
他地域からの再生可能 エネルギー導入	-	17,695
合計	1,047	299,068

表2 再生可能エネルギー導入目標の内訳（熱）

エネルギー種別	令和12(2030)年度 導入目標 (GJ/年)	令和32(2050)年度 導入目標 (GJ/年)
太陽熱	-	22,192
バイオマス熱	-	6,356
合計	-	28,548

※上記は、五戸町域内における利用を前提とした目標です。

5 施策の体系図

【貢献する SDGs】



【将来像】

このへの未来を共に創る、脱炭素で広がる新しい郷のかたち

【基本方針】

省エネルギー
対策の推進

再生可能エネルギーの
普及拡大

地球温暖化対策
総合的な

【施策】

暮らしにおける
省エネルギー対策

事業活動における
省エネルギー対策

地域における
省エネルギー対策

公共施設等への
率先的な再生可能
エネルギー導入

町内への
再生可能エネルギー
導入・活用推進

吸収源対策

ごみの減量化・
資源化の促進

基盤的施策の推進

気候変動への適応

【具体的な取組】

住宅の省エネ促進/省エネ機器の導入促進/エネルギー消費
量の見える化の促進/脱炭素型ライフスタイルへの移行促進

建築物の省エネ促進/省エネ設備の導入促進/エネルギー消
費量の見える化の促進/スマート農林業の推進/脱炭素経営
への移行促進/企業誘致と町内企業の活性化

公共施設の省エネ化推進/公共交通等の利用促進/次世代
自動車の導入促進/コンパクトな脱炭素型まちづくりの推進

太陽光発電設備、蓄電池等の導入拡大/木質バイオマス発電・熱
設備の検討/再生可能エネルギー由来電力の導入

太陽光発電・蓄電池・太陽熱設備の導入促進/再生可能エネ
ルギー由来電力への切替促進/町産木材を活用した木質バイ
オマス利用促進/未利用の土地やエネルギー資源の活用検討
/再生可能エネルギー供給事業者等の立地促進

森林の整備・保全/バイオ炭の普及促進

家庭ごみ・事業ごみの削減/食品ロス削減の推進/資源の有
効活用促進/環境配慮型商品の普及促進

環境学習機会の提供・支援/青森ごのへグリーンツーリズムの
展開/他自治体・企業との連携

農林業分野の対策/自然生態系分野の対策/自然災害の対
策/健康への影響対策/生活基盤における対策

6 施策の推進

基本方針 | 省エネルギー対策の推進

《貢献する SDGs》



施策 | 暮らしにおける省エネルギー対策

省エネルギー性能に優れた新築住宅、リフォームの普及を進めるとともに、エネルギー使用量を把握し、適切な省エネ手法について情報提供や実施支援を行うことにより、エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換を促進します。

施策2 事業活動における省エネルギー対策

事業者に対して、情報提供、普及啓発を行うことにより、省エネ性能に優れた建築物の普及を進めるとともに、エネルギー使用量の把握や省エネルギー性能の高い設備、機器の自主的かつ計画的な導入を促進します。

また、ICT やロボット技術等の導入による事業活動等の省力化、効率化の取組について、普及啓発、実施支援を行います。

施策3 地域における省エネルギー対策

町の実情に応じた AI オンデマンド型交通等の公共交通体系の構築を推進して公共交通機関等の利便性の向上を図り、普及啓発を行うことで町民の利用を促進します。自動車交通における環境負荷の低減のほか、蓄電、給電機能の活用等社会的価値にも着目し、EV、FCV への転換を促進し、併せて国等の制度の活用によるインフラ整備を促進します。

さらに、効率的な土地利用や交通流対策等によるコンパクトなまちづくりを推進します。



©東京ハイジ／五戸町

基本方針2 再生可能エネルギーの普及拡大

《貢献する SDGs》



施策1 公共施設等への率先的な再生可能エネルギー導入

再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、町が率先して公共施設等へ再生可能エネルギーの導入を行うとともに、災害時のレジリエンス強化やエネルギーの地産地消を推進します。

施策2 町内への再生可能エネルギー導入・活用推進

住宅や事業所、街区における再生可能エネルギー電気・熱を自家消費するための設備（太陽光発電、ペレットボイラー等）の導入を促進するため、普及啓発、導入支援を検討します。

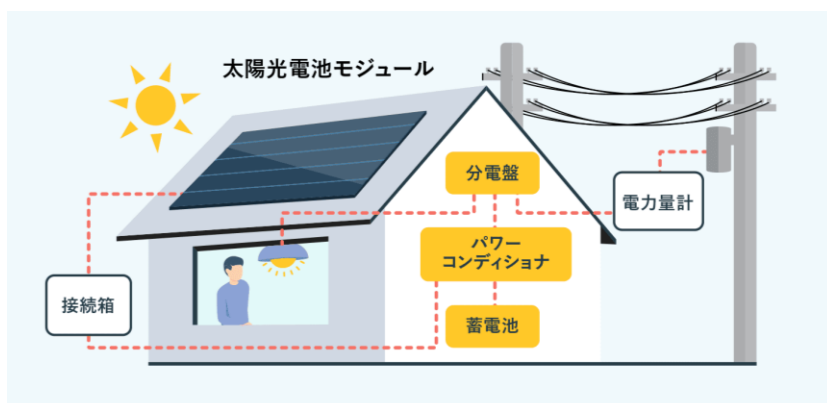
また、町内事業者が発電事業や熱供給事業等に参入することを支援し、併せて町外の事業者の誘致を促進します。

さらに、本町で生産された再生可能エネルギーについては、町内で利用することを前提とした上で、余ったエネルギーの利用を希望する町外企業に対して情報提供等を行い、誘致を促進します。

太陽光発電システム

太陽光発電は、シリコン半導体などに光が当たると電気が発生する現象を利用し、太陽の光エネルギーを太陽電池（半導体素子）により直接電気に変換する発電方法です。エネルギー源が太陽光であるため、クリーンで枯渇せず、電気代の節約になる上、災害による停電時にも利用可能です。

設置容量1kWあたりのシステム年間発電量を約1,000kWhとし、住宅の屋根に、平均的な4kWの発電設備を設置した場合、4,000kWh程度の年間発電量が期待できます。一般家庭の平均年間電力消費量を4,892kWhとすれば、一年間に必要な電力量の82%程度をまかなえることになります。



太陽光発電協会及び環境省ホームページを基に作成

基本方針 3 総合的な地球温暖化対策

《貢献する SDGs》



施策 1 吸収源対策

本町における豊富な森林資源や基幹産業である農業の農地を活用し、二酸化炭素排出量の削減とあわせて二酸化炭素を吸収する取組を推進します。吸収源対策の推進にあたっては、森林の適切な整備による保全や、クレジット創出による地域への経済循環を検討し、持続可能なまちづくりを行います。

施策 2 ごみの減量化・資源化の促進

廃棄物の発生や排出抑制の徹底を図るとともに、適正なリサイクルの促進や廃棄物の焼却処理の抑制を図るため、情報提供、普及啓発を行います。

施策 3 基盤的施策の推進

環境学習の推進については、学校や地域、家庭、職場等の様々な場所で、再生可能エネルギー、森林資源の豊かさやそれを活かす取組について、多様な学習機会の提供に努め、合意形成、意識醸成を図るとともに、町民や来訪者に向けたエコツーリズムを展開するなど、地域資源を活かし、地域経済を活性化させる取組を進めます。他自治体や企業との連携については、本町の取組について多様な情報発信に努めていきます。

施策 4 気候変動への適応

地球温暖化によって起こる気候変動の影響に対応していくために、農林業、水資源、自然生態系、自然災害、健康、生活基盤（インフラ）の各分野において対策を実施するとともに、引き続き気候変動が本町にもたらす影響についてモニタリングを行います。



©東京ハイジ／五戸町

7 町民の取組

基本方針1 省エネルギー対策の推進

- 節電や節水を心がける。
- 冷暖房機器は適切な温度設定を行う。
- 住宅の新築、増改築時は、省エネルギー性能の高い建築に努める。
- 省エネ診断を受診し、省エネ機器の設置や暮らし方の見直し等を行う。
- 電化製品等を購入するときは、省エネルギー型のものを選択する。
- 外出時はできるだけ公共交通機関を利用する。
- 自動車を購入する際は、EV の購入を検討する。

基本方針2 再生可能エネルギーの普及拡大

- 太陽光発電システム、太陽熱利用システム、家庭用燃料電池、蓄電システム等の再生可能エネルギー設備を導入する。
- 電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューに切り替える。
- 自動車を購入する際は、EV の購入を検討する。

基本方針3 総合的な地球温暖化対策

- 森林整備のボランティア活動に参加する。
- 不用となった製品は、資源の集団回収、フリーマーケット等を活用し、再使用、再利用する。
- 買い物や外食の際は、食べきれる量を購入、注文する。
- 環境関係の講演会や講座、環境イベントに参加する。
- 自分の地域の洪水ハザードマップや防災拠点等を確認しておく。
- エアコンの導入や暑い日の行動抑制等、熱中症対策をする。
- 節水を行う。

8 事業者の取組

基本方針1 省エネルギーの推進

- 節電や節水について、社員へ周知を行う。
- クールビズ、ウォームビズを推進し、適切な冷暖房温度の設定を行う。
- 事業所の新築、増改築時は、省エネルギー性能の高い建築に努める。
- 省エネ診断を受診するとともに、行政の支援制度を活用するなどしながら、診断結果に基づく省エネ活動や省エネ改修を実践する。
- 機材や設備を購入するときは、省エネルギー型のものを選択する。
- 事業用自動車を購入する際は、EV の購入を検討する。
- 通勤や事業活動での移動の際は、公共交通機関を利用する。

基本方針2 再生可能エネルギーの普及拡大

- 太陽光発電システム、太陽熱利用システム、燃料電池、蓄電システム等の再生可能エネルギー設備を導入する。
- 電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューに切り替える。
- 事業用自動車を購入する際は、EV の購入を検討する。

基本方針3 総合的な地球温暖化対策

- 資源とごみを分別し、適正排出を行う。
- 会議資料のペーパーレス化を図るなど、用紙類の削減を行う。
- 生産、流通、販売時のプラスチックの使用抑制、過剰な包装の抑制を行う。
- 自らが実施する地球温暖化対策について、その取組を広く周知し、町民や他の事業者への意識啓発につなげる。
- 職場において環境問題や地球温暖化問題に関心を持ち、行政が提供している環境学習教材等を利用した社員への環境教育を行う。
- 従業員の熱中症対策を行う。

9 計画の推進

本計画の推進にあたっては、**国、県、他自治体、町民、事業者等の様々な主体と連携、協働**を行い、一丸となって将来像の実現を目指します。

計画を着実に推進するため、図4に示すように町民、事業者、関連団体で組織する「五戸町地球温暖化対策推進協議会」を設置し、計画の進捗状況を毎年度報告、評価するとともに、結果については、町のホームページ等で公表を行い、町民、事業者等に広く周知することで、各主体の行動変容を促します。

また、進捗状況の評価結果を踏まえ、庁内横断的組織である「五戸町地球温暖化対策庁内委員会」において新たな施策や事業の拡充を検討します。

計画の進捗管理にあたっては、**計画(Plan)、実行(Do)、点検・評価(Check)、見直し(Action)のPDCAサイクル**に基づき、毎年度区域の温室効果ガス排出量について把握するとともに、その結果を用いて計画全体の目標に対する達成状況や課題の評価を実施します。

評価結果を踏まえ、計画期間中であっても、計画の改善や見直しを継続的に図ることで、将来像やゼロカーボンシティの実現につなげます。

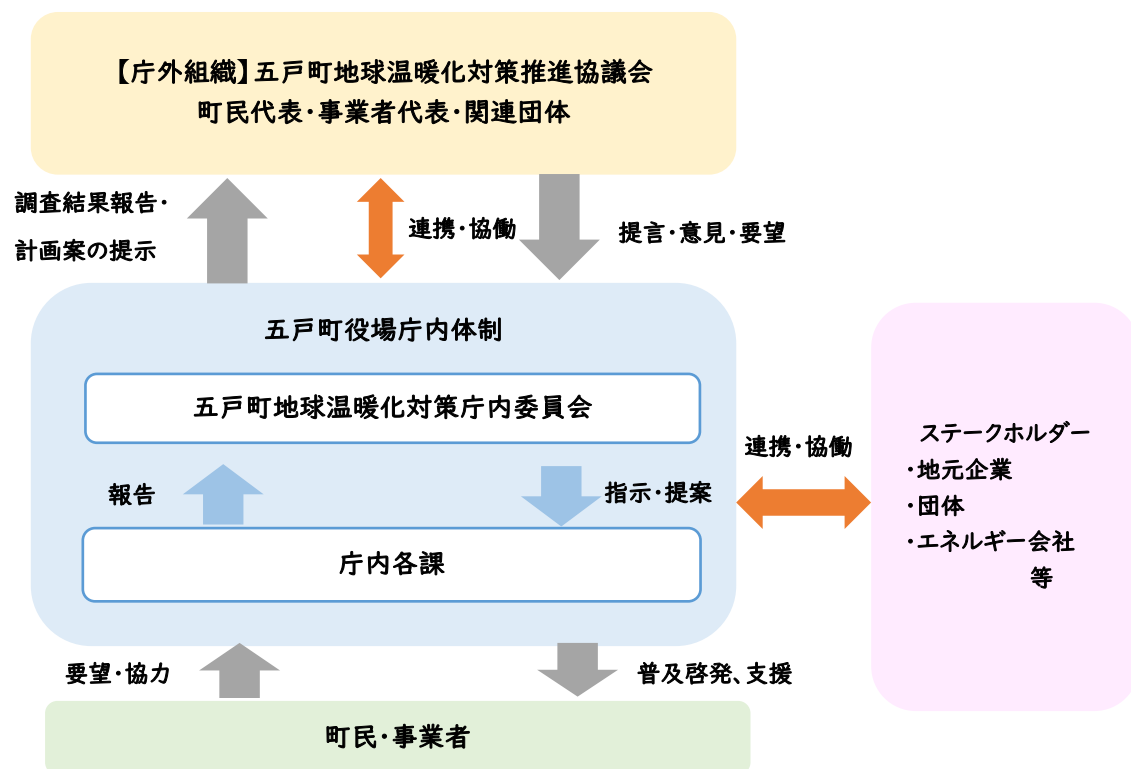


図4 計画の推進体制

ご の へ まち 五戸町



©東京ハイジ／五戸町

【概要版】

五戸町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

編集・発行 五戸町 健康増進課
〒039-1513
青森県三戸郡五戸町字古館 21-1
TEL 0178-62-2111
Eメール hokeneisei@town.gonohe.aomori.jp
発行 令和7（2025）年 3 月